



横浜合同法律事務所

ニュース

よこはまごうどうほうりつじむしょ



暑中お見舞い申し上げます



横浜の夜景 (ランドマークタワーのラウンジより3月13日撮影)

●弁護士

畑山 穰	関守麻紀子	田井 勝	鈴木 啓示
川又 昭	近藤ちとせ	北神 英典	海渡 双葉
根岸 義道	田渕 大輔	高橋 由美	徳永 吉彦
小口千恵子	中村 晋輔	清水 俊	
高橋 宏	浅川 壽一	石崎 明人	

●事務局

塚本 洋子	中村妃奈子
渡部 健二	柳原 康雄
森下 純子	高木麻美子
塩見 祐	大田 順子
石栗ルミ子	大沼 恵
山本 明子	星野 知英
吉田 幸穂	

横浜合同法律事務所 〒231-0021横浜市中区日本大通17番地 J P R横浜日本大通ビル 8階 TEL045-651-2431 FAX045-641-1916

<http://www.yokogo.com>

集団的自衛権、集団安全保障法制に反対する取組

～弁護士会の取組

弁護士 関守 麻紀子



「平和安全法制」と銘打ち、集団的自衛権行使や自衛隊の海外での武器使用を可能とするための法改正が進められていきます。与党は会期を大幅に延長して、なんとでも改正法を成立させようとしています。

しかし、国会審議における首相の態度、憲法審査会で3名の参考人が全員「違憲」の意見を述べ、また学者の会が公表した反対のアピールへの賛同者が1万5000人を超えるなど、ここへ来て流れが変わってきているように感じられます。

私たち弁護士も、街頭宣伝、学習会の実施、資料の作成・配布、集会など、様々な取組をしてきました。昨年秋季の10・26かながわ大集会以降の、弁護士会としての取組をご紹介します。

○「考えよう！ 集まろう！ 声をあげよう！ 集団的自衛権にNO！ 2・21かながわ大集会」

2月21日、山下公園を会場に、集会を開催しました（横浜弁護士会主催、日本弁護士連合会等共催）。浜矩子さん（同志社大学大学院教授）、阿部浩己さん（神奈川県大学法科大学院教授）、半田滋さん（東京新聞論説委員兼編集委員）によるリレートーク、当日駆け付けてくださった国會議員の方々からの熱いメッセージに、8000名を超える人々が集まった会場は大いに盛り上がりました。集会終了後は、メッセージを記したボードや風船を手に、集団的自衛権行使容認反対を訴えるパレードをしました。

○伊勢崎賢治さん講演会「自衛隊は、どこへ、何をしに行くのか？ 戦場から平和構築を考える」

6月10日には、アフガニスタン武装解除の指揮等に携わってこられた伊勢崎賢治さん（東京外語大大学院教授・平和構築学）による講演会が実施されました。これまで連続して行われてきている憲法問題シンポジウムの一貫としてです。伊勢崎さんのお話は、国連PKO活動の実態など、初めて耳にすることはかなりでした。自衛隊の海外での活動に関する政府の説明が前提とすると、実態とはかけ離れていることがわかりました。

○横浜弁護士会は、5月27日に実施された総会で、「集団的自衛権行使等の安全保障法制立法

に反対する決議」を採択し、また、同月14日には、「日米防衛協力のための指針の改定合意に反対する会長声明」を公表する等、対外的な意見表明を行ってきています。

また、2週間に1度くらいのペースで、街頭での宣伝行動も実施してきています。

日本弁護士連合会も、「安全保障法制改定法案に対する意見書」公表を初めとして、意見表明や集会、パレードを実施してきています。

この間、弁護士会のみならず、さまざまな人や団体がそれぞれの立場で、この安全保障法案が憲法に違反するものであり、法律で憲法を変えようとするものであって、許されるものではないことを訴えてきています。

国会前では、連日、座り込みや集会が行われています。

日本を「戦争をする国」にはしたくない。してはいけない。

その思いで日々奮闘されているさまざまの人達と意思を一つに、法案を廃案にするまで取組を続けなくてはなりません。

「平和安全法制」で 平和は守れるのか



弁護士 近藤 ちとせ

1 ほとんどの国民は平和を望んでいるはず

国会では、安倍内閣が「平和安全法制」と名付けた11個の法案群が審議されています。これらの法案群が、日本をどんな国にしようとしているのか、特に小さなお子さんやお孫さんがいらっしゃる方は、心配に思っている方も多いのではないのでしょうか。

国民のほとんどは、平和がすきであり、戦争を望んではないな



メーデーに集団的自衛権行使の危機を訴える横断幕で事務所のメンバー多数が参加(5月1日、横浜公園)

と思います。

それでも、政府が提案した「平和安全法制」については、賛成派と反対派の意見が鋭く対立するのはなぜでしょうか。

今回は、現在審議中の「平和安全法制」で平和を守ることが出来るのかについて、考えたいと思います。

2 「平和安全法制」って どんなもの

安倍内閣が、「平和安全法制」の名の下で国会に提出し、審議されている法案群は、単純にいえば以下のような内容となっています。

①他国(アメリカ等)が攻撃されたら、日本が攻撃されていなくとも一緒にその国を攻撃する(集団的自衛権の行使)。

②国際社会の平和のために、今後はいつでも自衛隊を海外に派遣する。戦闘地域でも、兵の

輸送や弾薬の補給などの兵站(へいたん)をする。

③日本に重要な影響を及ぼす事態になった時は、日本周辺に限らず、世界中どこでも自衛隊を派遣して兵站をする。

④今後は、国連の人道復興支援だけではなく、武装集団による破壊活動を鎮圧したり、他国の軍隊を守るために自衛隊を派遣する。

つまりは、自衛隊をどこへでも派遣して、日本が攻撃されいなくとも、武力で攻撃できるようにするということです。なぜ、いま「平和」のためにこの様な法律を作る必要があるのでしょうか。

3 集団的自衛権行使で日本人をテロから守れるのか?

安倍首相は、この「平和安全法制」を国会へ提案するに際し、「もはや一国のみで、どの国も自国の安全を守ることはできない時代」であるとか、「この2年、アルジェリア、シリア、そしてチュニジアで日本人がテロの犠

「犠牲」になっている等と指摘します。テロに立ち向かうためには集団的自衛権や自衛隊の海外派遣が必要という論調です。

テロ行為は、卑劣で許されない行為であることは間違いありません。しかし、自衛隊を海外に派遣することで、日本国民をテロから守ることは可能なのでしょうか？アメリカ人の女性ボランティアがテロリストに拘束されて殺害されたのは、昨年8月のこと。巨大な軍事力を持つアメリカですら、テロから自国民を守ることに成功していません。

それだけではありません。テロリストは、一般の市民の中に潜んで暮らしており、テロリストを武力で制圧しようとすれば、多数の一般市民を殺戮することになります。アメリカのブ라운大学の研究者グループの調査によれば、アフガニスタン、イラク両戦争の死者は計22万4000人ですが、そのうち、軍関係の戦死者は米軍6000人、イラク軍9900人、アフガン治安部隊8800人、その他軍関係者計3万2000人。

一方、巻き添えになったイラク、アフガン、パキスタンの一般市民は計17万2000人とされています。対テロ戦争で一般市民の被害を出さないことは、非常に難しいことを示しています。

「平和安全法制」の名の下、自衛隊を派遣してテロを武力で封じることが、結局、自衛隊が何の罪もない子供たちや女性たちを含む一般市民に武器を向けようとする意味なのです。

4 中国や他の隣国から日本を守るために集団的自衛権が必要なのか

安倍首相は、また、「北朝鮮の数百発もの弾道ミサイルは日本の大半を射程に入れている。そのミサイルに搭載できる核兵器の開発も深刻さを増している」

「我が国に近づいてくる国籍不明の航空機に対する自衛隊機の緊急発進、いわゆるスクランブルの回数は、10年前と比べて実に7倍に増えている」などと指摘し、集団的自衛権の必要性をうったえます。

しかし、そもそも弾道ミサイルを迎撃する技術は、未だ確立

しておらず、現時点でも成功率は、決して高くありません。そもそも、多額の予算を費やして迎撃ミサイルを買ったところで、何の役にも立たない可能性も高いのです。

他方で、仮に北朝鮮が本当に日本を攻撃したいと考えるのであれば、ドローンや人力で、日本海側に設置された原子力発電所に爆弾を放り込む方が簡単です。現代の戦争は、大がかりなミサイルや核兵器がなくとも可能なものであり、自衛隊に武力を行使させて、隣国によるミサイル攻撃から日本を守るという前提自体が、時代遅れの戦争観にもとづいているように思えてなりません。

大切な国家予算を投じても国民を守ることは出来ないのに、それを押し進めようとするのは、何のためなのか。軍事産業を喜ばせるためとしか考えられません。

5 自衛隊の増強は抑止力になるのか

安倍首相は、「もし日本が危険にさらされたときには、日米

同盟は完全に機能する。そのことを世界に発信することによって、抑止力は更に高まり、日本が攻撃を受ける可能性は一層なくなっていく」とも述べています。

日本が危険にさらされそうになる状況を想定し、軍備増強・同盟強化をはかることは、一見「抑止力」の強化のように見えます。

しかし、日本の軍事力を強化したり、世界最強の軍事大国アメリカとの同盟を強化するというのは、武力を誇示し相手方を威嚇することを意味します。こちらが軍備増強を行えば、相手方もそれに対抗して軍備を強化するので、無限の軍拡競争を起してしまいます(安全保障のジレンマ)。また、抑止に失敗した場合には、戦争に突入し、増強した軍備同士が全面衝突せざるをえません。これは「一か八か」の危険な考え方です。現在の兵器は非常に強力で残虐なものです。これらを用いた全面衝突が起されれば、双方に壊滅的な被害をもたらすことになり、戦争がもたらすリスクの大き

ささからずれば、とても「備えあれば憂いなし」といえるようなものではありません。

6 「平和安全法制」で 平和な世の中はやっ てこない

「平和安全法制」は日本をどのような国にするのか、安倍首相の発言をまとめると以下のようなものとなるでしょう。まず、自衛隊を海外へ派遣し一般市民ごとテロリストを制圧する国、軍拡競争のために軍事費ばかりをやたらと増強して軍事産業ばかりが儲かる国、つねに他国よりも強大な軍事力で防備し続ける国。そんな日本は、本当に平和なのでしょうか。

私は、平和が大好きです。今までの人生を平和な世の中で暮らしてきて、本当にしあわせだと思っています。私の子供の世代が、孫の世代が平和に暮らしていけるようにしたいと、心から思います。しかし、安倍政権が成立させようとしている「平和安全法制」では平和は守れないと思います。

もしも安全保障関連法が成立したら 政権の暴走に戸惑う自衛隊

弁護士 北 神 英 典



もし、政府の安全保障関連法案が成立したら、自国だけではなく他国の防衛にまで自衛隊の任務は劇的に拡大する。海外で、米軍の先兵として、敵兵を殺し、街を破壊することが当然の任務になる。隊員の戦死も日常光景になる。

自衛隊を「わが軍」と鼓舞し、イスラム国人質殺害事件については「日本人にはこれから先、指一本触れさせない」と、安全保障をめぐる安倍総理の発言はどこまでも勇ましい。

そんなシベリアン（文官）の政権の無責任さを、自衛隊は複雑な思いで見つめている。

自衛隊専門紙の批判

自衛隊の活動を伝える専門紙、朝雲（あさぐも）新聞が今

年2月、イスラム国人質殺害事件に関連し「自衛隊が人質を救出できるようにすべきとの国会質問は現実味に欠けている」と批判した。記事は、政府が主張する「邦人救出」と「人質救出」は性質が異なっているとも指摘し、国会は国民に誤解を与えているとも述べた。

しかし記事が、本当に批判しなかったのは、むしろ誤解を与える説明に終始している安倍政権であると感じられた。

記事は削除されたものの、自衛隊専門紙による批判は、自衛隊内部に政権に対する不信が渦巻いていることをうかがわせた。

戦死のリスク語らず

政府は国会答弁で、集団的自

衛権行使によるリスクを否定している。確実に予見される隊員の戦死や負傷の場合の保障問題の審議は一切進んでいない。

自分や部下の命がかかる自衛隊員らには、「専守防衛」の放棄に対する戸惑いと、法案を通すためにリスクを語らないという政権の「ごまかし」に対する違和感が強い。

自衛隊の士気や訓練の質は、安倍総理が思うほど高くないという40代の陸上自衛隊員の発言が、東京新聞に掲載されていた。

隊員は頭上20メートルを機関銃の実弾が飛ぶ前進訓練を受けた経験があった。しかし隊員の体の高さで実弾が飛びかう戦場で、伏せて立ち上がった前進ができるか。2人の子供がい

る男性隊員は「おれは立てない」と言っていた。

戦死者数上回る 帰還兵の自殺

帰還兵の自殺

米国では、戦場で命のやり取りを体験した元兵士の自殺が深刻な社会問題になっている。一日当たり22人が自殺。一年間に自殺する元兵士だけで、アフガン・イラクで戦死した兵士6800人を上回る。

アフガン・イラクの後方支援、復興支援として日本は自衛隊を派遣した。戦死者はなかったが、帰還した自衛隊員のうち54人が自殺という形で命を失った。

イラク派遣から帰還した陸上自衛隊員の自殺死亡率は一般の15・9倍、航空自衛官は17・3倍になるといふ。

米国では帰還兵のPTSDや人間性破壊も大きな社会問題に

なっている。イラク帰還兵が殺人を犯す確率は市民平均の114倍とも言われている。

日本の自衛隊が、同じ問題を抱え込むことは避けられない。

待ち受ける消費税の増税

安全保障関連法案が成立すれば、他国の防衛や邦人救出のための装備・訓練・要員の整備のため莫大な費用が必要となる。

巨額の費用は、消費税の増税

と社会保障費のさらなる削減でねん出するしかない。世界で一番企業が活動しやすい国づくりを目指す現政権に、法人税増税の選択肢はないからだ。

安全保障関連法案は、自衛隊だけではなく、国民すべての将来に重大な影響を与える問題であることを再認識しなければならない。

沖縄問題く座り込みを体験してく(新人あいさつ)

弁護士 徳 永 吉 彦



はじめまして、1月から横浜合同法律事務所に入所しました、徳永吉彦です。入所から半年が経とうとしています。今回はその間に行った沖縄での座り込みに関連して書かせて頂きたいと思います。

現在、国会では、戦争法制が

審議され、その違憲性が議論されていますが、それと切り離して考えることのできない問題に沖縄新基地建設があります。沖縄は日本の国土面積の0、6%を占めるわけですが、その沖縄には在日米軍専用施設面積の74%が集中しています。そして、

日本政府は現在、「世界一危険な基地」と呼ばれる米軍の普天間飛行場を閉鎖し、その代わりの施設として辺野古の海を埋め立て、新たな米軍基地建設を行い、さらなる負担を沖縄に押しつけようとしています。さらに新基地は、それまでと異なり、

滑走路と港湾施設を併設した最新鋭の基地となることが予定されています。この埋め立ては、絶滅危惧種であるジュゴンが生息し、珊瑚礁が広がる豊かな自然環境を破壊することを意味します。

この問題について、沖縄では、昨年の知事選挙において、政府の方針に反対し、辺野古新基地建設反対を掲げた翁長雄志候補が、基地建設容認の現職知事を10万票差で破り、歴史的な勝利をおさめました。圧倒的な得票差で翁長知事が勝利した理由は、保守・革新等様々な政治思

想を有する人々が、「辺野古新基地建設反対」という一点で、同じ目的を共有したためであります。異なる政治背景を持つ人々が共闘したことにより「オール沖縄」が形成され、歴史的な勝利が生まれたのです。このように、沖縄県民の意志は、選挙によってはっきりと示されたわけですが、政府はその民意を無視し、基地建設のための工事に着手しました。このような政府の行動に対抗するため、沖縄ではゲート前での抗議運動、辺野古をはじめとする各地での座り込み等の運動が長年にわたり行われています。私も先日、神奈川からの激励行動の一員として、実際に沖縄へ行き、辺野古・高江にて座り込みを行ってきました。座り込みの現場では、政治思想を異にする人々が一緒に行動をしており、辺野古新基地建設阻止という一点で共闘しているオール沖縄を象徴する一場面を見ることができま

した。また、その座り込み運動は、攻撃的なものではなく、ギターの音色や歌声が響く中で平和的に行われていたのが印象的でしたし、同時に、攻撃的でない運動の中に力強さを感じるものでした。今回、オール沖縄を目的の当たりにして、刺激を受けましたし、民意を反映させるべく、今後の活動に活かしていかなければならないと強く決意しました。



事務所の弁護士5人を含む沖縄激励の参加メンバー、6月13日辺野古

上瀬谷基地の返還と 住民の運動

弁護士 高橋 宏



1 基地返還と住民の闘い

本年6月30日、米海軍上瀬谷通信施設の返還が実現されました。しかし、そこには、通信基地の跡地に米軍住宅を建設するという計画があり、基地返還は簡単なものではありませんでした。

2 上瀬谷基地の返還の闘い

上瀬谷通信施設が、アンテナを撤去し、「通信施設」の看板を下ろす等して、通信基地としての機能を終了させたのは95年秋のことです。今から20年前のことでした。ところが、このころ米軍は、94年ハワイ海軍の研究において、跡地に、99年頃の着工で、600戸以上の米軍住宅等を建設する計画をしていたのです。

しかし、このことが判明するや、米軍の恒久施設になってしまふことに、地元の人々が爆発しました。96年2月には、「米軍上瀬谷基地の返還と跡地利用問題懇談会」が結成され、96年11月には、神奈川の自由法曹団員約40名と神奈川労連の労働者

約60名が中心となつて、約200人の全地権者を対象としたアンケート調査が実施され、その

結果、98年3月、上瀬谷通信基地内土地の返還を求める森訴訟が提起されたのでした。



1997年6月14日のデモ行進

(米軍上瀬谷基地返還訴訟支援共闘会議発行「不法占拠は許さない」より)

このような動きの中で、ハワイ海軍研究の99年工事着工は、見合わされましたが、その後、99年11月8日、米軍は、防衛施設庁担当者に対し、上瀬谷通信施設及び池子住宅地区への住宅建設(上瀬谷・深谷には750戸)と約200haの米軍施設の返還を柱とする「K21計画(21世紀関東平野米海軍家族住宅建設計画)」を説明しました。99年工事着工は出来なかつたものの、2008年の原子力空母ジョージワシントンの母港化までには、何としても2000戸以上の米軍住宅を建設する計画だったのでした。

しかしながら、「使用が終了した施設は返還せよ」の声は広がり、さらには、02年4月には、上記森訴訟に続き、1500人を超える市民から、横浜市に対して上瀬谷通信施設内の横浜市所有地について返還を求めないまま放置していることの違法性を問う住民監査請求が提起され、そして、02年7月には、150人が原告となつて、住民訴訟が提起されました。

この結果、03年1月22日には、4施設返還協議方針が決定され、04年10月には日米合同委員会の上瀬谷通信施設の全面返還が確認されることとなりました。

日米政府で秘密裏に進められたK21計画は、地元住民を中心とする上瀬谷基地返還闘争の強い抵抗と「新たな基地は許さない」の声の前に、断念せざるを得なくなつたのでした。

それから、10年が経過し、ようやく、上瀬谷の基地返還が現実のものとなりました。

今、沖縄では、辺野古で、高江で、米軍の決めた基地計画に反対し、大闘争が繰り広げられています。上瀬谷基地返還の住民運動は、本質的には、それに匹敵するものであり、かつ、住民運動の成果で、アメリカの計画を断念させて、基地返還を実現させたという意味では、大変な成果をあげたものでした。戦争法案が国会で審議されている現在(いま)、住民運動の成果を再確認し、改めて、戦争法制を許さない全国民の運動に奮起することの重要性を感じています。

盗聴法改悪による

監視社会にN.Oを

弁護士 海渡 双葉



政府は、今年3月13日、「刑事訴訟法等の一部を改正する法律案」を国会に提出しました。

この法案は、1つの法案で複数の法律を一括で改正する手法をとり、刑事司法制度を多方面から変更しようとするものとなっています。

この法案の内容は、取調べの可視化(録音・録画)を一部事件で義務付ける点など、不十分ながら評価できる点がある反面、通信傍受法(盗聴法)の改悪という深刻な問題を含んでいます。

法案に含まれている通信傍受法(盗聴法)の変更点は、大きく分けて2つあり、①通信傍受の対象犯罪を大幅に拡大することと、②立会人なしでの通信傍

受を可能とすることになります。

通信傍受法(盗聴法)は、制定時には、通信の秘密とプライバシーを侵害するものであるとして日弁連を始め多くの団体が反対し、国民の法案反対運動も広がりました。これを受けて、政府案を与党が修正し、対象犯罪は、組織性の高さから通信傍受の必要性が特に高いと考えられた薬物犯罪、銃器犯罪、組織的な殺人、集団密航の4類型に限定されました。しかし、改正法案では、窃盗、強盗、詐欺、恐喝、逮捕、監禁、傷害等の一般犯罪にまで広く対象犯罪を拡大しようとしているのです。これらの犯罪はいわゆる組織犯罪ではないものが多々含まれ、捜査段階では、これらの嫌疑さえ

あれば通信傍受を実施できる可能性が出てきます。

また、現行法では、傍受時の通信事業者等の立会いが義務付けられており、法務省は、この立会人制度について、「傍受が適正に行われていることをチェックする役割を果たします。そのため、立会人は、傍受の実施に関して、意見を述べることもできません。」と説明してきました。しかし、改正法案は、立ち会いなしでの通信傍受ができる方策を提示しています。具体的には、事業者から暗号化して警察署に伝送させ、警察署でさらに暗号を復号化することと、「立会人なし」で傍受可能にすることを提案しているのです。これでは、法務省のいう「傍

受の適正のチェック」もまったく働かなくなってしまう。

以上のような対象犯罪の安易な拡大と、立会人なしの傍受の簡易化により、捜査機関による通信傍受が拡大することは明らかであり、濫用を招くおそれも高いと言わざるを得ません。そして、監視社会化を促進してしまいます。

この改正法案については、司法取引制度が導入されるなどの問題もあり、慎重に審議してほしいと思いますし、上記の盗聴法改悪が含まれている限り廃案にするべきものと考えます。

憲法記念日の各集会和

「総がかり行動」

弁護士 浅川 壽

一 神奈川憲法会議の

「5・3県民のつどい」

今年の五月三日、各地でたくさん集会が開かれました。私が事務局長を務める神奈川憲法会議は、青井未帆学習院大学法科大学院教授をお招きし、当日の午前中、神奈川公会堂で学習会を開催しました。

想定を大きく上回る、しかも神奈川憲法会議の学習会市場最高の八百五十名の方々が参加くださいました。会場に入れない、席が足りない、資料が足りないなど、ご不便をおかけしたこと、深くお詫び申し上げます。

二 総がかり行動実行委員会

そして、午後は横浜臨港パークにて「総がかり行動実行委員会」主催、「憲法集会」が開催

されました。主催者発表3万人の参加者を得た集会でした。「総がかり行動実行委員会」の中心を説明する前に、三つの各組織を説明しましょう。

まず一つ目が、「解釈で憲法9条を壊すな！」実行委員会。集团的自衛権行使へ向けて舵をきった政権を批判するための統一行動を行うおうとするものです。憲法会議、神奈川憲法会議やをはじめ、横浜合同法律事務所、弁護士全員が参加している自由法曹団などの団体が賛同しています。

二つ目が、「戦争をさせない1000人委員会」。多くの個人や団体が賛同している組織です。呼びかけ人には、神奈川憲法会議で講演を頂いた青井未帆教授のほか、各界より多くの方々が参加しています。



三つ目が、「憲法共同センター」。「戦争する国づくりストップ！憲法を守り・いかにす共同センター」といい、全労連に設置されています。神奈川でも、憲法共同センターが立ち上がっており、神奈川労連に設置されています。

そして、これらの三つの組織が、今年の一月、合同して運動を行うおうということで、組織を立ち上げました。これが、「総がかり行動実行委員会」です。

三 5・3憲法集会の様子

三つの組織が共同の司令塔を立ち上げたことで、「憲法を守ろう」「集团的自衛権行使を許すな」という運動が統一して動くことが可能となりました。5・3憲法集会は、その記念すべき第一歩と位置づけられるで



5.3憲法集会 (臨港パーク)

しょう。その伏線は、既に各地の市民集会や、秘密保護法の反対運動などの連携に見られています。いま、こうした連携が、実を結んだということができるとも思いません。

総がかり行動実行委員会では、目下、集团的自衛権行使を可能とする戦争立法反対の運動に、全力を集中しています。多くの方々参加をお待ちしています。プラカードを持って、国会前へ！一緒に運動を盛り上げて行きましょう！

労働者派遣法の改悪などの 労働法制改悪問題について

弁護士 田井 勝



① 国会で審議中の労働者派遣法の改悪問題について、お伝えします。

この法案は、昨年の通常国会と臨時国会に提出され、両国会で廃案となりましたが、今年通常国会でも再提出されました。6月19日に衆議院本会議で可決され、現在は参議院に送付されています。

法案は、現行の派遣法で規定されている期間制限(同じ業務について原則1年、最長でも3年)を事実上撤廃する内容となっており、具体的には、人を入れかえさえすれば永続的に派遣労働者を使用つづけることが可能となっています。

現行法であれば、同じ業務について派遣労働者を受け入れる期間が限られているため、その期間を超えた場合、企業は業務に

従事していた派遣労働者を直接雇用していました。でも今回の法案では、企業は人を入れ替えれば同じ業務に派遣労働者を使い続けることが出来るため、直接雇用する必要はなくなります。我が国ですます派遣労働者が増えることになるし、直接雇用されなくなるから、一生派遣で働く人も出てきます。ですから、私達はこの法案を「生涯派遣・正社員ゼロ」法案と呼んで反対しています。

いま働いている派遣労働者の多くは低賃金や雇用の不安定で悩んでいます。年収は100万、200万円前後が大半ですし、安易な派遣切りは今も日常的に起っています。それから、派遣労働者の労災率も高く深刻です。労災率は正社員の2倍といわれています。

本法案には雇用安定措置という規定も明記されています。でも、全く実効性のある内容とはなっており、法案が成立しても派遣労働者の待遇は改善されないことは確実です。

本法案が成立してしまったら、日本の労働者、特に若者の働く権利はどうなるのでしょうか。世論の力で廃案にもつければと思っています。

② 今国会では、労働基準法改正案(残業代ゼロ法案)が提出されています。年収1075万円の労働者を対象として労働時間法制を撤廃させる「高度プロフェッショナル制度」の創設つまり、残業代や深夜手当等を払わなくする)や、裁量労働制を営業業務に拡大させること(つまり、営業で働いている人に残

業代を支払わなくてすむようにする)などを内容としています。この法案が成立してしまえば、多くの労働者が無制限に働くことを余儀なくされ、過労死が激増することは確実です。

また、法案までは具体化されていませんが、政府は解雇の金銭解決制度の導入もめざしています。

③ 労働組合の縮小化などの影響で日本の労働者の権利は制限される一方です。「ブラック企業」問題が生じているのも、企業が労働者を好き勝手使い、それが野放しにされてきたからこそでしょう。

政府が行うべきことは、若者の雇用の安定と低賃金や長時間労働問題の是正です。そのために、弁護士である私たちも訴えていきます。学習会などありましたら、いつでも駆けつけますので、よかったですらまた、事務所にご連絡ください。

鎌倉市議会は労働委員会の 手続に参加せよ！

弁護士 田 淵 大 輔



1 鎌倉市の現業職員によって構成されている鎌倉市職員労働組合現業職員評議会は、4月30日、鎌倉市及び同市議会を相手方として、神奈川県労働委員会に救済命令を求める申立を行いました。

今回の申立は、市職員の雇用主である地方自治体とともに、地方議会をも相手方とするものであり、地方議会を相手方とする申立は全国的にも初めてではないかと言われています。

2 鎌倉市議会は昨年9月の定例会において、市が提出した市職員の給与に関する条例について、附則に定められていた段階的に減額を実施する激変緩和措置を全面的に削除する修正を行

いました。

これにより、6年をかけて段階的に行うことになっていた市職員の給与減額が、10月1日から即座に全額実施されることになり、最も減額の大きい職員で率にして約17.9パーセント、年収で約143万円、職員全体では105名の職員について10パーセントを超える給与の減額が一気に実施されたのでした。

給与を大幅に減額するにあたり、段階的に実施する激変緩和措置を講じることは国や地方自治体において一般的に行われていることです。また、労働組合が団体交渉を行う相手は議会ではなく市ですから、議会は市と労働組合との合意を尊重するものであり、市と労働組合との合意を議会が覆すことは過去に例

のないことです。

今回、鎌倉市議会は労使自治に介入し、市と労働組合との合意を覆しましたが、これは労働組合の団結権や団体交渉権を否定することでもありません。労働組合の団結権や団体交渉権を否定することは、労働組合法が禁止している不当労働行為にあたることから、労働委員会に救済命令を求めて申立を行うことになったのです。

3 労働者全体の給与が上がらない中、公務員の給与について、民間に比べて高すぎるなどの批判がなされることは珍しくありません。しかし、公務員の労働条件を必要以上に下げてしまえば、公務員を志望する人が減り、公務員のモチベーションも下げ

てしまうことで、公務の劣化という形で結局は住民が不利益を受けることにもなります。

そのため、公務員の労働条件は、低ければ低いほど良いというものではなく、住民の選挙によって選ばれた首長を代表者とする地方自治体当局との団体交渉を通じて、常に適正な水準を模索していくべきです。現に、鎌倉市の職員労働組合は、必要とあれば職員給与の減額を受け入れてきましたし、今回も減額そのものについては合意していたのです。

それでも、鎌倉市議会は市と労働組合との合意を否定し、市職員の生活保障の観点から設けられた激変緩和措置を全面的に削除することで、多くの職員に過酷な給与減額を強いたのです

から、その議決に合理性を見出すことはできません。

4 救済命令を求める申立について、市議会は自分たちは鎌倉市の一つの機関に過ぎないなど

として、労働委員会の手続に対して逃げの姿勢に終始しています。しかし、市議会は市の命令を受ける立場にはなく、市と対等の立場にあります。また、そうであるからこそ、市議会は市

と労働組合との合意を否定する議決を行ったはずですが、市議会が自らの行いの正当性について自信を持っているならば、堂々と手続に参加して、自らの正当性を訴えるべきです。

我々も、それに対して受けて立つ用意と覚悟は持っています。鎌倉市議会が、神奈川県労働委員会の手続から逃げることなく、堂々と受けて立つことを強く望むところです。

鎌倉自動車学校での労働争議

弁護士 清水 俊

俊



1 大船にある鎌倉自動車学校には、組合と会社を後ろ盾にする組合対抗組織の「平成会」が存在します。

平成23年10月、この職場で組合員の一人が女性指導員に嫌がらせをしたという疑いをかけられ、管理者から長時間にわたって詰問され、退職強要を受けた結果、休職にまで追い詰められたという事件が発生し、平成24年10月に労働委員会に救済申立をしました(その1事件)。

2 その審理が山場に差し掛かっていた平成25年11月、今度は、「平成会」の幹部からセクハラ被害を受けて休職していた女性指導員(Aさん)が組合に助けを求めてきました。

Aさんは、勇気を振り絞って加害者の名前を出してセクハラ被害を訴えましたが、会社は全く動かず、むしろ「平成会」の幹部を守るために、あるいは当時抱えていた「その1事件」で不利なることを恐れたのか、早々に当事者間の問題として幕

引きを図ろうとしました。その当時相談を受けた私が見たAさんの様子は、セクハラ被害の精神的ショックや会社への失望感、加害者への怒りなどが入り混じってとても混乱しているように思いました。

会社では、Aさんを含む職場の誰もが、「組合と関わりと社長や「平成会」に目を付けられて何をされるかわからない」と恐れているため、Aさんも組合に相談することをためらっていました。いっそ退職した方が楽

だとも思いました。ただ、自分がされたことがまるでなかったことにされようとしていることがどうしても受け入れられず、迷いに迷って組合を頼ってきたのです。

3 その後、Aさんは、会社が解決のために動いてくれると一縷の望みをかけて「その1事件」に夫の陳述書という形でセクハラ被害と会社の不誠実な対応を訴えました。しかし、陳述書提出後、平成会からの嫌がらせはひどくなり、さらに組合加入後に行われた団体交渉では、会社がセクハラ自体が虚偽、組合のでっちあげ、真つ赤な嘘と述べた始末でした。

平成26年6月、Aさんと組合は労働委員会に救済申立をし、現在、尋問が行われている状況

年金違憲裁判提訴!

弁護士 高橋 由美



です。加害者とされる平成会幹部の尋問では、矛盾が追及されるたびに、「覚えていない」、「記憶にない」を繰り返す、あまりにお粗末な内容でした。

4 会社は救済申立後のAさんに対し、休業中の傷病手当金の申請を拒み続けたり、過去に人身事故を起こしたなどと言って

懲戒処分かけると脅したり、復帰に際して診断書の細かい記載に文句をつけて、何度も出し直させて復帰を先延ばしにしたりと、あの手この手で嫌がらせをしてきています。

さらに、Aさんが、自分ひとりが矢面に立つことを恐れて民事訴訟を起こしていなかったことをいいことに、加害者とされ

る幹部がセクハラがなかったこととの確認と名誉棄損の損害賠償請求訴訟を提起してきたのです。そのような攻撃や嫌がらせが続く中で、傍から見てもAさんが受けているストレスは本当に大きいのですが、それでも逃げずに闘い続ける姿を見て、自分も奮い立つ気持ちです。

5 現社長就任後、平成会を結成させて組合攻撃をしたことにより、30名程度の指導員全員が加入していた組合が、今や数人の少数組合に弱体化させられています。その中で勇気を出してセクハラ被害を訴え、苦境に立たされている少数組合に加入したAさんとともに闘っていきたいと思います。

ような年金制度を構築しなければならぬはずですが。

しかし、現実には、国民年金だけを受給している方は、月額7万円程度の年金しか受領していません。

1 2015年7月15日、神奈川でも年金引下げ違憲裁判が提訴されます。
本件は、2013年12月4日、厚生労働大臣の国民年金・厚生年金保険の各年金減額決定により、年金受給額を減らされた原告たちが、その減額決定の違憲性・違法性を争っている事件です。

2 ところで、国民年金制度は、国民年金法の1条に「国民年金制度の目的」として「国民年金制度は、日本国憲法第25条第2項に規定する理念に基づき、老齢、障害または死亡によって国民生活の安定がそこなわれることを国民の共同連帯によって防止し、もって健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを

目的とする」と規定されています。つまり、年金制度は、憲法25条「健康で文化的な最低限度の生活」を国民に保障するため、憲法25条の具体化として作られた制度です。

ですから、政府は、本来ならば、「年金」だけで、健康で文化的な最低限度の生活を送れる

低額の国民年金だけで生活している年金生活者の中には、食事の回数を一日3回から2回にしたり、暑くてもエアコンは使わないなど水光熱費を節約し、少ない食費の中から、8%の消費税を支払って、ぎりぎりの生活を送っている人も存在します。こういう人は、病気になることも治療費が支払えないので、病気になるたらもう一人では暮らせないのです。

3 また、現在年金を受給している方は、現役時代に「今からこれだけの年金を支払えば、引退した後、これだけの年金が受給できます。若いときに苦勞するか、年をとってから苦勞するか、貴方が選ぶことができません。」といわれて、必死で年金保険料を納めてきたはずで、ところが、実際に年金を受給できる年齢になったら、昔にした約束は反故にされてしまう、こんなことが許されるのでしょうか。

私たちは憲法29条で財産権が保障されています。このような年金支給額の引き下げは、憲法29条に違反するものといえます。4 このような年金制度の改悪に対して、年金者組合が中心となって、全国で、12万人以上の方が年金引下げに対する審査請求・再審査請求運動が取り組まれました。

この運動に取り組んだ方が原告となり、2015年2月には全国に先駆けて鳥取において24名を原告として、年金引下げ違憲訴訟が提訴されました。

鳥取に続き、徳島・札幌・山

口・島根が同様の訴訟を提訴し、5月29日には、東京など全国一斉の提訴がなされました。

5 神奈川県でも全国の動きと呼応するように、原告の集約が行われ、6月23日現在、原告数は240人を超えています。

そして、神奈川県は、他県での議論を踏まえ、満を持して、2015年7月15日、年金引下げ違憲訴訟提訴に至りました！

この弁護士は、弁護士長として増本一彦弁護士を迎え、当事務所の高橋宏弁護士と私が弁護士事務局として活動しています。

6 年金受給額の引き下げの問題を考えると、最も重要な事実は、この問題は、世代間の対立の問題ではない、ということ

です。政府は、概ね「受給世代とそれを支える世代のバランスが悪すぎる。それに年寄りではなく年金を持つている。だから、年寄り若者の負担を減らすために、年金が減らされても文句を言わない。年金制度を持続させるためには、年寄りが増えたらその分一人当たりの年金を減らしていかなければならないのだ。」

といったような説明をしています。

しかし、そもそも年金制度は、政府が温情的に我々に与えてくれたものではなく、憲法25条の生存権の具体化として作られた制度です。

とすれば政府は、まず憲法25条の規定に則って年金を国民に支給しなければならぬことが第一義的に求められ、そのための財源については別に考えなければならぬのです。すなわち、金がある分に限って、国民に分けてあげるのだ、という政府や現役世代による「恩恵」の制度ではなく、我々が憲法25条で補償された健康で文化的な最低限度の生活を送る「権利」を全うできる制度を構築しなければならぬという憲法上の「権利」に基づく「政

府の義務」なのです。

7 このような意義に基づき、神奈川県では240人余りの年金受給者が立ちあがり、7月15日、横浜地方裁判所に、年金引下げ違憲訴訟を提訴しました。

年金制度は、世代間格差の問題ではなく、憲法25条の生存権、憲法29条の財産権の問題です。すなわち、国民すべてが、豊かで人間らしい暮らしを送ることができるといえるかという問題です。

皆様の大きなお力添えをどうかよろしくお願いいたします。

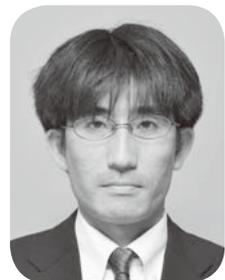


JR関内駅南口前で戦争法案反対の街頭宣伝をする高橋由美弁護士(6月23日)

米海軍横須賀基地・銃刀法違反事件

横浜検察審査会に審査申立て

弁護士 中村 晋 輔



1 フレンドシップデー における銃体験

2013年8月3日、米海軍横須賀基地の基地開放イベント「ネイビー・フレンドシップデー2013」において、米海兵隊艦隊対テロリスト支援部隊(FAST)の米兵らが、来場した子どもたちを含む日本の一般市民に対し、米軍で使用されている実物の自動小銃等を構えさせるなど銃の体験をさせました。

2 横浜地検に告発

神奈川県平和委員会など神奈川県内の市民団体は、米海軍横須賀基地の当時の司令官であったデイビッド・オーエン大佐らを被告発人として、銃刀法の「所

持」もしくは「貸付」の共同正犯もしくは教唆犯にあたるとして、2014年6月10日、横浜地検に告発をしました。

横浜地検は、2015年1月8日、告発を正式受理しましたが、同月20日、被告発人らを不起訴処分としました。

日米地位協定上、日本側が米兵らに対して第一次裁判権を持つ事件であっても、日本側が裁判権を行使しないという密約が存在していることを考えれば、横浜地検が今回の告発を正式受理して捜査を行ったことについては、意義があったと言えます。

しかしながら、正式受理からわずか12日間で処分をしていることから、横浜地検が米軍に対して十分な捜査を行っていないのではないかという疑いが残り

ました。

3 横浜検察審査会に 審査申立て

そこで、市民団体は、201

5年3月20日、横浜検察審査会に審査の申立てを行いました。日本は、アメリカ合衆国と違い、人を殺傷する武器である銃に対する規制が厳しい国です。日米地位協定上、米兵らは日本



ヨコスカ・フレンドシップデー2013で銃を構える米海兵隊員ら

国の法令を尊重しなければならぬ義務を負っているのですから、当時の米海軍横須賀基地司令官らに対して厳しい刑事処分を行うべきです。

米海兵隊員らが米軍で使用されている軍用銃を日本の市民に持たせたという今回の行為は、

日本がアメリカ合衆国と一体となつて戦争を行うことの抵抗感を日本の市民から除去させるといふ側面もありますので、日本国憲法の戦争放棄・平和的生存権の観点からも決して軽視できません。

何より、検察官は、銃刀法の

解釈・適用を誤つたことにより不起訴処分としたのですから、検察審査会には、起訴相当の判断をすることにより、その役割を果たしてもらいたいと思えます。

2015年6月7日、沖縄の普天間基地の基地開放イベント

「普天間フライトラインフェア」でも、米海兵隊員が、日本の子どもたちに対し、実物の軽機関銃の操作を教えるなどしています。在日米軍によるこのような行為を繰り返させないためにも、横浜検察審査会の判断が注目されます。

破産申立会社に対する巨額の詐欺告訴事件

弁護士 石崎 明人



平成27年6月9日、横浜地検に対し、横浜市内の建築工事等を業とするA会社の詐欺を理由として告訴及び告発を行った。

この会社は、建築工事を受注するにあたり、建築工事の請負だけでなく完成後の建物を20〜30年間にわたって建築工事費の年7〜8%のマスタリース料を支払って借り受けるという契約を施主との間で交わっていた。この契約は、請負代金を工事

費の積み上げで決するのでなく、相場より大幅に低い金額で請け負い完成後のサブリース料で利益を上げるといふモデルである。

同社は安い請負代金設定で営業をかけ受注を繰り返すものの、建築費用の調達を考えないそもそものモデルに無理があった。業者を動かすために必要な工賃調達がままならないのである。同社は施主に破格の請負代

金を提示する一方、着工前に建設費の半金の支払いを受けるといふ契約を提示し、契約をとつて受領した代金を別現場の工賃に流して当座の運転資金とする、という自転車操業をしていた。

このように完成後サブリースに至る前にそもそもハコが建つかどうか極めて不透明であるのみならず、完成建物のサブリース収入の見通しがあまりに

甘いものであった。

当然のように同社は資金繰りが苦しくなり、虚偽のファンドからの融資などを出して会社の経営が安定に向かっていると説明し、業者に工賃の支払を猶予させつつ工事の継続を依頼し、他方で施主に対しても同様の虚偽の事実を申し向け、更なる請負代金の支払を迫った。同社の行く末に不安を抱く同社従業員に対しても同じである。

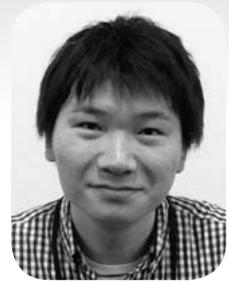
同社の代表者や担当者がこうした虚偽の話を繰り返し、関係者から金員や施工業務ないし業務の提供を引き出していたさなかに、突如として唯一といってよい収益事業を譲渡した上で、破産が申し立てられた。

同社の虚偽の説明に騙され金員ないし利益を提供した被害者は多数おり、被害金額は少なくとも約7億2800万円にのぼる。被害者の方々は「被害者の会」を結成し、代表者に対する告訴に踏み切った。

また同社は、当該現場に無関係の業者に虚偽の請求書を作成させ、それら業者に対する支払いが必要であるように装い銀行からの融資を取り付けたことが明らかとなり、更には施主に對する支払期未到来の請負代金債権を銀行に担保として供するため債権譲渡通知を偽造していた疑いも浮上している。

真実の解明と1人でも多くの被害者の救済のため、全力を尽くす。

給費制廃止違憲訴訟 の現状



弁護士 鈴木啓示

1 給費制の廃止

私たち新65期司法修習生から、修習中の給与の支給（給費制）が廃止され、希望者にはこれまでの給与額相当の貸与（借金）がされることになりました（貸与制）。

そのため、修習生は借金、貯蓄、親からの援助金から日々の生活費（家賃・食費等）や年金、健康保険料を支払わなければならず、加えて貸与を受けた人は5年後から約300万円の返済義務を負うこととなりました。当然、修習生は、これまで以上に日々の生活費を節約しなければならず、貴重な修習に専念することはできませんでした。

さらに、実務についてからも、奨学金や貸与金の返済のために、常に利益優先の考えが拭えず、儲からないが社会的に意義のある事件や活動への取り組みを躊躇する人が多くなります。

2 給費制廃止違憲訴訟 提起へ

そこで、私たち新65期有志は、このままでは人権の守り手となる法曹養成制度は崩壊してしまおうと考え、給費制を廃止した裁判所法の改正を違憲だとして給費及び国賠の請求訴訟を自ら原告となって提起しました。この訴訟には、200名以上の原告及び400名以上の代理人が名前を連ねています。

訴訟は、現在第9回期日までが終了し、来年の夏に結審する予定です。

国は、「司法修習は臨床教育課程であり、これまでの給費は修習の実効性の確保のための配慮にすぎない」と反論して、原告らに給費を受ける権利が存在しないと主張しています。

3 66期も提訴

給費がもたらえなくなったのは、新65期以降も同じです。そこで、平成25年12月に修

習を終えた66期も、札幌、東京、熊本地裁に給費制廃止違憲訴訟を提訴しました。

66期は、自分たちが時間的場所的に拘束され、指揮命令下で修習を受けていたにも拘らず給与が支払われないのは不当だとして、憲法27条(勤労権)違反の主張をとつていきます。

4 東京地裁の横暴

66期東京訴訟は、東京地裁民事16部に係属しています。が、先日の第2回口頭弁論において、裁判長の前代未聞の訴訟指揮がなされました。

裁判所は当初より、意見陳述の機会を与えなかつたため、原告側は、原告の意見を準備書面に入れ込んで、期日ではそれを口頭で読上げて陳述することにし、事前に裁判所へも連絡を入れておきました。

しかし、期日では、準備書面を讀上げようとしたところ、裁判長から「このぐらいの書面は読めば分かるので、

讀上げなくて結構です。」と遮りました。

これに対し、原告代理人が、「陳述は権利であるから、陳述させて下さい。なぜ不要なのか。」と激しく抵抗しましたが、裁判長は「私の訴訟指揮に従って下さい。」と言って、それ以降は原告代理人の話を完全に無視し、被告側と次回期日の調整を始めました。

さらに、これで期日は終らず、裁判長は原告らに対し「これからは、今回の準備書面のうち原告の修習実態についての部分の主張は不要です。」と述べ、その理由を尋ねると「私だって修習生だったのだから、修習の内容は知っています。貸与制下の実態についても左陪席が経験しているのです。」という驚くべき発言がされました。労働者を判断するために、修習実態の主張立証は不可欠であり、このような訴訟指揮は到底許されるものではありません。裁判長は、司法の将来を決めるこの裁判に全く向き合っていない。

5 応援よろしくお願ひします。

このような裁判所の横暴を許さないために、又給費制訴訟の重要性を裁判所にアピールするために、代理人席、傍

聴席を少しでも埋める必要があります。期日予定は「給費制廃止違憲訴訟」のホームページで告知していますので、是非、応援よろしくお願ひします。



日本大通りを走る観光スポット周遊バス「あかいくつ」2015年6月29日



ストップ安倍政権！6・13大集会
(東京臨海広域防災公園)